

虹の丘障害福祉サービス事業所利用料金表

居宅介護

身体介護が中心である場合（身体介護を伴う通院等介助も同様）

時間	基準料金	早朝料金(25%増)	夜間料金(25%増)	深夜料金(50%増)
		6時～8時	18時～22時	22時～6時
30分未満	245	306	306	368
30分未満分以上1時間未満	388	485	485	582
1時間以上1時間30分未満	564	705	705	846
1時間30分以上2時間未満	644	805	805	966
2時間以上2時間30分未満	724	905	905	1,086
2時間30分以上3時間未満	804		1,005	1,206
3時間以上3時間30分未満	884		1,105	1,326
3時間30分以上4時間未満	964		1,205	1,446
4時間以上 (以降30分ごとに80円を加算)	1,044		1,305	1,566

家事援助が中心である場合（身体介護を伴わない通院等介助も同様）

時間	基準料金	早朝料金(25%増)	夜間料金(25%増)	深夜料金(50%増)
		6時～8時	18時～22時	22時～6時
30分未満	101	126	126	152
30分未満分以上45分未満	146	183	183	219
45分以上1時間未満	189	236	236	284
1時間以上1時間15分未満	229	286	286	344
1時間15分以上1時間30分未満	264	330	330	396
1時間30分以上 (以降15分ごとに34円を加算)	298	373	373	447

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上でサービスを行い、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

加算

初回加算	200円（/月）	新規のご利用または過去2か月間利用がなく再度利用される場合において、サービス提供責任者が初回または初回の居宅介護を行った月に、同行した場合。（最初の月のみ）
緊急時対応加算	100円（/回）	利用者または家族の要請により、居宅介護計画の変更を行って、計画になかった居宅介護を緊急に行った場合。
特別地域加算	ご請求料金の15%	国が指定する地域に居住する利用者に居宅介護を行った場合。（奄美群島は指定地域に該当します。）
福祉・介護職員処遇改善加算	ご請求料金の22.1%	人材を確保して適切なサービスを保つために、福祉・介護職員の処遇改善行なうことを目的に、利用者様にご負担いただいております。

平成27年4月1日適用